

福島県都市公園の配置及び規模に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の概要について

平成29年8月8日
まちづくり推進課

改正の趣旨

本条例は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第2次一括法）」の施行により、都市公園法の一部が改正され、これらで法に定められていた都市公園整備の数値目標や公園施設の建築面積割合の基準について、全国一律の基準から、県の実情に合わせた基準として平成24年度に制定されたものである。

平成29年5月に、都市公園法施行令の一部が改正（6月15日施行）され、都市公園の敷地面積における運動施設の敷地面積の割合の上限を参酌すべき基準として、地方公共団体が定める条例に委任されたところである。

このため、条例を一部改正し、本県の都市公園における技術基準を定めるものである。

【参考】法令改正の背景

昨年度、国が地方公共団体に対して実態調査を実施したところ、「運動施設の敷地面積の割合」に関して、約6%の地方公共団体で何らかの支障が生じているとの回答結果があり、敷地面積割合の上限の緩和について要望があった。

（調査対象：都市公園内に運動施設を有する地方公共団体のうち、712地方公共団体）

当該基準により、時代の変化に合わせた新たな運動施設に対するニーズへの対応に限らず、既設の運動施設のバリアフリー化を行う際の敷地面積が増加する場合や国際基準に対応するための改修により敷地面積が増加する場合など、社会状況等の変化に対応した改修等が困難となる事例も生じている。

地域の実情に応じた運動施設の整備を可能とするため、運動施設の面積割合を参酌基準化した。

【参考】都市公園法施行令の改正

【現行】

（公園施設に関する制限等）

第8条

一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の百分の五十を超えてはならない。

【改正後】

（公園施設に関する制限等）

第8条

一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、百分の五十を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合（国の設置に係る都市公園にあつては、百分の五十）を超えてはならないこととする。

条例改正の方針

県営都市公園における運動施設の敷地面積の割合は、表のとおり。

運動施設の敷地面積割合については、未整備区域を含む計画上の運動施設を含めても十分に余裕があり、上限を変更する特段の理由はないため、条例に定める上限は、従前の政令のとおり100分の50とする。

なお、現行条例第5条第1項の次に、第2項を追加するものとする。

県営都市公園における敷地面積

公園名	供用面積 (ha)	運動施設面積 (ha)	割合 (%)
あづま	98.2	31.4	32.0
逢瀬	17.3	0.0	—
会津レク	42.6	3.0	7.0
東ヶ丘	35.0 (83.5)	0.0 (1.2)	— (1.4)
いわき	71.3	1.2	1.7
空港	52.1 (328.6)	5.8 (6.5)	11.1 (2.0)

※（ ）内の数値は、計画面積ベースの数値。

条例改正素案

（公園施設の建築面積等）

第5条

一の都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合（以下「建築面積割合」という。）として条例で定める割合は、百分の二を越えてはならない。

2 一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合として条例で定める割合は、百分の五十を越えてはならない。